

藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務

公募型プロポーザル募集要項

1 実施の目的

本要項は、藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）について、藤井寺市（以下「本市」という。）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の募集及び選定に必要な事項を定め、受託候補者を選定することを目的とする。

2 一般事項

- (1) 業務名称 藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務
- (2) 事業主体 藤井寺市
- (3) 事務局 藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課
郵便番号 583-8583
住 所 大阪府藤井寺市岡一丁目1番1号
電 話 072-939-1305（直通）
Eメール shisan@city.fujiidera.lg.jp
- (4) 募集方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 業務内容 別紙「藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務仕様書」のとおり
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
(令和6年度から令和7年度までの2か年継続事業とする。)
- (7) 提案上限額 13,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
年度ごとの支払上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は以下のとおり
令和6年度 8,000,000円
令和7年度 5,000,000円（債務負担行為）
- (8) 配布資料一覧

①	—	藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務公募型プロポーザル募集要項（本書）
②	様式第1号	質問票
③	様式第2号	参加申込書
④	様式第3号	事業者概要説明書
⑤	様式第4号	業務受託実績説明書
⑥	様式第5号	業務実施体制調書
⑦	様式第6号	辞退届出書

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は単独の事業者とし、次に掲げる全てを満たしている者とする。

- (1) 令和5・6年度藤井寺市競争入札参加有資格者台帳入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 国又は地方公共団体の発注による調査業務・計画策定業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条

第2項の規定に基づく本市の入札制限を受けていないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続中又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中の事業者でないこと。
- (5) 藤井寺市暴力団排除条例(平成25年藤井寺市条例第28号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (6) 事業提案書の提出日において、指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 過去3年間に於いて、下記の同種業務のうち、いずれかの受託事業実績を有すること。

同種業務: 公共施設整備に関する基本構想又は基本計画策定業務、公共施設整備に関する PPP/PFI 導入可能性調査業務、公共施設整備における財政への影響分析業務

- (8) 本業務の実施にあたっては、業務責任者及び主たる業務担当者を必ず置くこと。
- (9) 本業務に関わる技術者は、過去3年間に(7)の実務経験を有すること。
- (10) 本業務を一括委託しない者であること。

4 公募スケジュール

内容	日程
公募開始	令和6年5月17日(金)
質問票受付期間	令和6年5月17日(金) ~ 令和6年5月27日(月)
質問への回答	令和6年5月31日(金)
参加申込書受付期間	令和6年5月17日(金) ~ 令和6年6月7日(金)
事業提案書等受付期間	令和6年5月17日(金) ~ 令和6年6月14日(金)
プレゼンテーション	令和6年7月4日(木) ~ 令和6年7月5日(金)
受託候補者の決定	令和6年7月10日(水)
業務委託契約締結	令和6年7月下旬(予定)

5 募集要項等に関する質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問を以下のとおり受け付ける。

(1) 質問の提出方法

質問票(様式第1号)に質問内容を簡潔に記載し、藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課(事務局)へEメールにより提出すること。

- ① 送信時件名は、「藤井寺市プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
- ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。
- ③ 質問は、本業務にかかる参加申込書、事業提案書等の記載方法及び仕様書の内容などに関するものに限り受付するものとし、Eメール以外の提出方法での質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

令和6年5月17日(金)午前9時から令和6年5月27日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

令和6年5月31日(金)正午以降に市のホームページにおいて回答する。

※回答にあたっては事業者名の公表は行わない。

(4) 送信先アドレス及び確認先電話番号

藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課

メールアドレス shisan@city.fujiidera.lg.jp

電話番号 072-939-1305 (直通)

(5) その他

- ① 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
- ② 質問に対する回答内容をもって、本募集要項を追加又は修正したものとみなす。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルの提案希望者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年5月17日(金)午前9時から令和6年6月7日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

参加申込書(様式第2号)を記載のうえ、藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課(事務局)へEメールにより提出すること。

- ① 送信時件名は、「藤井寺市プロポーザル参加申込(事業者名)」とすること。
- ② Eメールを送信した後に、事務局まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 送信先アドレス及び確認先電話番号

藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課

メールアドレス shisan@city.fujiidera.lg.jp

電話番号 072-939-1305 (直通)

7 事業提案書等の提出

事業提案にあたっては、以下のとおり事業提案書等を提出すること。なお、提出期間内に事業提案書等の提出が無い場合は辞退したものとみなす。

(1) 提出期間

令和6年5月17日(金)午前9時から令和6年6月14日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

- ① 藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課(事務局)への持参又は郵送(必着)するとともに提出書類一式の電子データをEメールで提出すること。
※持参の場合は、土日・祝日を除く午前10時から午後5時まで受付を行う。
※郵送の場合は、郵便書留その他これに準じる方法に限るものとする。
- ② 提出部数は正本1部とする。ただし事業提案書のみ副本8部も提出すること。
- ③ 事業提案書はA4判縦(A3判折込可)、両面印刷、横書き、左綴じとし、ページをつけること。
- ④ 正本1部は、フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務 事業提案書類」と事業者名を記載し、「(3) 提出書類」に掲げる必要な全ての書類を綴じること。
- ⑤ 「(3) 提出書類」内の「事業提案書」の副本8部は、フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤

井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務「事業提案書類」とのみ記載し、必要な書類を綴じること。

(3) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式	添付書類、留意事項等	部数
事業者概要説明書	第3号	会社概要等が分かるパンフレット等を添付すること。	1部
業務受託実績説明書	第4号	業務受託実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。なお可能であれば納入した成果品（コピー可）についても提出するものとする。	1部
業務実施体制調書	第5号	本業務に従事する担当者をすべて記載すること。 ・同種業務経歴については、最大3件まで記載すること。（※同種とは、公共施設整備に関する基本構想又は基本計画策定業務、公共施設整備に関するPPP/PFI導入可能性調査業務、公共施設整備における財政への影響分析業務のことをいう。） ・業務実施体制については、技術士（都市及び地方計画）、一級建築士、認定都市プランナーや認定ファシリティマネージャーなどの都市計画系の資格、公認会計士、その他本事業に有用と思われる資格の有資格者を配置することが望ましい。	1部
事業提案書	様式自由	仕様書にある業務内容について簡潔にまとめ、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、提案事業者を特定できる表示は一切付してはならない。フォントサイズは10ポイント以上とする。	正本1部 副本8部
見積書	様式自由	業務ごとの内訳金額及び合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を明記したもの。 見積書には、令和6年度から令和7年度までの合計金額を記載すること。併せて各年度それぞれの金額についても明示し、各年度の積算根拠となる内訳を記載すること。	1部

(4) 提出先

〒583-8583 藤井寺市岡一丁目1番1号

藤井寺市政策企画部政策推進室FM推進課（市役所6階61番窓口）

メールアドレス shisan@city.fujiidera.lg.jp

8 選定方法

(1) 選定方法

「藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務受託候補者庁内選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提出書類に記載された内容、プレゼンテーション及び見積金額等を評価し、一定の基準を満たし、かつ、合計得点が最も高い提案をした受託候補者を選定する。

(2) プレゼンテーション

提案事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合がある。

① 実施日（予定）

令和6年7月4日（木）～令和6年7月5日（金）※会場・日時等は別途通知

② 実施時間

各事業者45分（プレゼンテーション30分以内・質疑応答15分以内）

③ 出席者

各事業者3人まで（ただし、業務担当者となる予定の者は必ず出席すること。）

④ 準備物

大型ディスプレイ（75型を予定、HDMI端子で接続可）は事務局で用意するため、それ以外のものは各事業者で準備すること。

⑤ その他

- ・プレゼンテーションの内容は、提出のあった事業提案書の内容に基づくものとする。
- ・当日の追加の資料配布は認めないものとする。
- ・プレゼンテーションにおいては、提案事業者が特定できないようにすること。
- ・出席者は、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。※待機場所は別途通知
- ・新型コロナウイルス感染症等の感染状況によっては、実施日時や実施方法等について変更となる場合がある。

(3) 選定基準

委員会において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、受託候補者の選定を行う。

- ① 受託候補者の審査項目等は、別表のとおりとし、委員会の各委員による採点全てを合計した結果、最も合計得点が高かった1者を受託候補者として選定する。
- ② 合計得点が同点である場合は、見積金額の低い者を受託候補者として選定する。
- ③ 合計得点及び見積金額も同じ場合は、抽選により決定する。

※なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、委員会で決定するものとする。

(4) 受託候補者の再募集

評価の結果、適切な受託候補者がいないときは再募集する場合がある。

(5) 選定結果の通知・公表

① 結果通知日

令和6年7月10日（水）

② 結果通知方法

選定結果は、市ホームページに公表するとともに、参加事業者全員にEメールで通知する。

(6) 備考

委員会での選定経過は非公開とするが、選定された事業者名及び参加全事業者の総得点（事業者名は非公開）については、公表の対象とする。なお、参加事業者が2者の場合は、次点者の得点は

公表しない。

9 提案に関する留意事項

(1) 失格事項

受託候補者が、以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。その際、参加に際して要した費用について、本市は一切の弁済を行わないものとする。

- ① 参加資格を満たしていない場合
- ② 参加申込時に提出された書類について、重大な違反や虚偽の申告が確認された場合
- ③ 受託候補者が、当初予定していた業務計画等を完遂できないものと本市が判断した場合
- ④ 募集要項、仕様書等で示された内容に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 正当な理由なくプレゼンテーションにおいて指定された時刻までに出席しなかった場合
- ⑦ 見積書に記載された金額が提案上限額を超えた場合
- ⑧ その他、事業者の責めに帰すべき事由により、事業の実施者として本市が不相当と判断した場合

(2) 参加辞退について

6の参加申込後、本公募への参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第6号）を提出するとともに、業務担当者により事務局まで電話連絡を行うこと。なお、参加に際して要した費用について、本市は一切の弁済を行わないものとする。なお、辞退による不利益な取扱いはしない。

(3) 費用負担

このプロポーザルに要する経費は、全て提案事業者の負担とする。

(4) 提出書類の取扱いについて

- ① 提出期限後における事業提案書類等の追加・修正・差替・再提出は認めない。
- ② 提出された事業提案書等は返却しない。
- ③ 本市から受領した資料は、許可なく公表及び使用してはならない。
- ④ 事業者から募集要項等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、本市はその使用权を持つものとする。
- ⑤ このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号）に基づき提出された書類を公開することがある。
- ⑥ 事業提案書等の提出は1者につき1案とする。

(5) その他

- ① 審査により選定された提案事業者は、藤井寺市病院跡地活用基本構想策定支援業務にかかる契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整等を行い、契約を締結することとする。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。
- ② 審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。

<別表>選定基準表

項目	審査項目	審査内容	配点	
1	提案全体	本市の特性・課題への理解度	本市の特性・課題への理解度が十分で、本市について偏りのない知識と関心を持っているか。	10
2		業務の実施方針	業務目的について理解度が高く、仕様書を踏まえたうえで業務に対する基本的な考え方が的確に提案されているか。	10
3	業務遂行能力	専門技術者の配置及び実施体制	本業務に関する専門知識や経験を有した体制が構築される的確な支援が可能であるか。	10
			業務を的確に遂行し、市からの質疑や相談等に対応できる体制が確保されているか。	10
4		業務実績	過去3年間における他の地方公共団体での同種業務の受託実績を有しているか。	5
5	提案内容	業務実施体制及び実施工程	業務実施手順や実施工程が具体的で実現可能かつ本業務を確実に履行できるスケジュールとなっているか。	10
6		市民・団体等のニーズ把握	市民や団体等のニーズを把握するために十分な手法や回数を実施し、計画に反映できる提案等になっているか。	15
7		想定される事業手法等	様々な事業手法を想定し、比較評価しながら市にとって実現可能かつ最適なものを導き出す提案になっているか。	15
8		長期的な財政への影響分析	本業務が財政へもたらす影響を効果的に分析する方法について妥当であるか。	10
9		その他提案	業務を進めるうえで重要と考えることや市へのサポート体制、自社の優位性等の提案がなされているか、また仕様書の内容に加え、本市にとって有益な提案があるか。	10
10		プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容が分かりやすく、専門的な見地から説得力のある内容であるか。	5
11	取組姿勢	取組意欲、協調性・信頼性	業務履行に関わる意欲が感じられるか。共に業務を実施していくうえで必要な協調性、責任感、誠実さが感じられるか。	5
12		事業費	提案内容と見積書額が妥当であるか。	5
合計			120	

※一定の基準を下回る場合は、選定しない可能性がある。